~教育の無償化・負担軽減について~ 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)の骨子

安定財源として、消費税率引上げ(2019年10月)による財源を活用し、新たに生まれる1.7兆円程度を、教育の無償化措置(※)の実行等に充当

※現行消費税法の規定する使途に基づき、少子化対策としての位置付け

幼児教育、待機児童

- 3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化
- ※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、同制度の利用者負担額を上限
 - ※幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲については、来年夏までに結論
- 待機児童の解消のため、「子育て安心プラン」、「放課後子ども総合プラン」を前倒し 0歳~2歳児は、当面、非課税世帯を対象として無償化
 - 2020年4月から無償化を全面的に実施(2019年4月から一部スタート) 幼児教育の在り方について安定財源の確保と併せて検討 1

高等教育

- 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校(大学等)について、所得が低い家庭の子供たちに限って無償化を実現
- ①**授業料の減免**:住民税非課税世帯の子供たちに国立大学の授業料・入学金を免除、私立大学の場合、平均授業料の水準を勘案して一定額を加算
 - ②給付型奨学金:学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう措置
- 支援対象について要件を設定

- ※支援の崖・谷間が生じないよう、住民税非課税に準ずる世帯の子どもたちにも段階的に支援
- ①支援対象者: 高校在学時の成績だけで判断せず、本人の学習意欲を確認。 進学後の学習状況(単位数の取得、GPA、処分等)に応じ、一定の要件に満た ない場合は支援を打ち切り
- ②**対 象 大 学 等**:学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等を対象(実務経験のある教員による科目の配置、外部人材の理事の任命(一定割合 超)、厳格な成績管理、財務・経営情報の開示)
- 2020年4月から無償化を実施(詳細部分は検討を継続し、来年夏までに一定の結論) 中間所得層のアクセスの機会均等について検討を継続(豪・HECS等を参考) 併せて、生活困窮世帯等の子どもの学習支援を強化し、大学進学を後押し 1

高等学校教育

- 年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化について、安定的な財源を確保しつつ実現
- 2020年度までに無償化 \uparrow

※本措置は、消費税の増収を充当するものではないため、安定的な財源の確保が別途必要

リカレント教育

リカレント教育を抜本的に拡充するとともに、誰もが幾つになっても、新たな活躍の機会に挑戦できるような環境整備を、雇用保険制度等 の活用も含めて、来年夏に向けて検討

新しい経済政策パッケージについて

平成 29 年 12 月 8 日 閣 議 決 定

新しい経済政策パッケージを別紙のとおり定める。

(別紙)

新しい経済政策パッケージ

平成 29 年 12 月 8 日

新しい経済政策パッケージ

(目次)

第 7	草 はじめに	7 — 7
第2	*章 人づくり革命	2 – 1
	幼児教育の無償化	
	待機児童の解消	
	高等教育の無償化	
	私立高等学校の授業料の実質無償化	
	介護人材の処遇改善	
6.	これらの施策を実現するための安定財源	
_	財政健全化との関連	
8.	来年夏に向けての検討継続事項	
9.	規制制度改革等	
第 3	章 生産性革命	3-1
1.	中小企業・小規模事業者等の生産性革命	
	・中小企業・小規模事業者の投資促進と賃上げの環境の整備	
	- 事業承継の集中支援	等
2.	企業の収益性向上・投資促進による生産性革命	
	- 賃上げ及び設備 - 人材投資の加速	
	・コーポレート・ガバナンス改革	等
3.	Society 5.0 の社会実装と破壊的イノベーションによる生産性革	命
	規制の「サンドボックス」の制度化	
	・第4次産業革命の社会実装と生産性が伸び悩む分野の制度改革	直
	・イノベーション促進基盤の抜本的強化	
	• Society 5.0 のインフラ整備	等

第4章 現下の追加的財政需要への対応 ------ 4-1

第1章 はじめに

この5年間、アベノミクス「改革の矢」を放ち続けたことで、我が国経済の停滞を打破することができた。政権交代後、極めて短い期間で「デフレではない」という状況を作り出す中で、名目GDPは過去最高となり、実質GDPはプラス成長を続け、企業収益は過去最高の水準になった。また、国民生活に最も大切な雇用についても、大きく改善した。就業者数は、185万人増加した。有効求人倍率は、史上初めて47都道府県で1倍を超え、正社員の有効求人倍率は、調査開始以来、初めて1倍を超えた。

この経済の成長軌道を確かなものとし、持続的な経済成長を成し遂げるための鍵は、少子高齢化への対応である。

少子高齢化という最大の壁に立ち向うため、生産性革命と人づくり革命を車の両輪として、2020年に向けて取り組んでいく。世界に胎動する「生産性革命」を牽引し、これを世界に先駆けて実現することを、2020年度までの中期的な課題と位置付け、3年間を集中投資期間として期限を区切り、その実現に取り組む。また、「人づくり革命」は長期的な課題であるが、2020年度までの間に、これまでの制度や慣行にとらわれない新しい仕組みづくりに向けた基礎を築く。その財源は、2019年10月に予定している消費税率の引上げによる増収分であり、2020年度からは年間を通じた増収分を財源とすることが可能となる。

生産性革命と人づくり革命により、経済成長の果実を活かし、社会保障の充実を行い、安心できる社会基盤を築く。その基盤の下に更に経済を成長させていく。こうした成長と分配の好循環を強化し、若者も、お年寄りも、女性も、男性も、障害も難病のある方も、誰もが生きがいを感じ、その能力を思う存分発揮することができる、一億総活躍社会を創り上げなければならない。

ー億総活躍社会の未来を切り開くことができれば少子高齢化の課題も必ず克服できる、そうした強い決意の下、現実に立ちはだかる様々な壁を一つ一つ取り除いていく。

人づくり革命を断行し、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度をお年寄りも若者も安心できる全世代型へと改革し、子育て、介護などの現役世代の不安を解消し、希望出生率1.8、介護離職ゼロの実現を目指す。

生産性革命を実現し、人工知能、ロボット、IoTなど、生産性を劇的に押し上げるイノベーションを実現していく。人手不足に悩む中小・小規模事業者も含め、企業による設備や人材への投資を力強く促進する。あらゆる施策を総動員し、力強い賃金アップと投資を後押しすることで、デフレ脱却を確実なものとし、名

目GDP600兆円の実現を目指す。

成長し富を生み出し、それが国民に広く 均霑 され、多くの人たちがその成長を 享受できるという成長と分配の好循環を確立し、力強く成長していく。

第2章 人づくり革命

我が国は、健康寿命が世界一の長寿社会を迎えており、今後の更なる健康寿 命の延伸も期待される。10年前に我が国で生まれた子供たちの半分は、107歳 まで生きるという研究もある。こうした人生100年時代に、高齢者から若者ま で、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、 安心して暮らすことのできる社会をつくるためには、幼児教育から小・中・高 等学校教育、高等教育、更には社会人の学び直しに至るまで、生涯を通じて切 れ目なく、質の高い教育を用意し、いつでも有用なスキルを身につけられる学 び直しの場が、安定的な財源の下で提供される必要があるほか、高齢者向けの 給付が中心となっている我が国の社会保障制度を、子供・若者から高齢者まで 誰もが安心できる「全世代型の社会保障」へ大きく転換していく必要がある。

その重要な鍵を握るのが「人づくり革命」、人材への投資である。これまで も政府は、誰もが生きがいを持って生活を送られるようにするために、一億総 活躍社会の実現や働き方改革に取り組み、「人への投資」に力を入れてきたと ころであるが、こうした人生 100 年時代を見据えた人づくり革命は、一億総活 躍社会をつくっていく上での本丸であり、人づくり革命なしには一億総活躍社 会をつくり上げることはできない。

人づくりこそが次なる時代を切り拓く原動力である。これまでの画一的な発 想にとらわれない人づくり革命を断行し、日本を誰にでもチャンスがあふれる 国へと変えていく。その際、様々な理由でスタートラインにすら立てない方に 対して温かな手を差し伸べることが必要である。

|1 幼児教育の無償化|

(幼児教育・保育の役割)

20 代や 30 代の若い世代が理想の子供数を持たない理由は、「子育てや教育に お金がかかりすぎるから」が最大の理由であり「、教育費への支援を求める声が 多い ²。子育てと仕事の両立や、子育てや教育にかかる費用の負担が重いことが、 子育て世代への大きな負担となり、我が国の少子化問題の一因ともなっている。

1 国立社会保障・人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2015 年)に よると、妻が50歳未満である初婚同士の夫婦のうち、予定子供数が理想子供数を下回る 夫婦を対象に行った質問(妻が回答)において、理想の子供数を持たない理由(複数回 答)について、30歳未満では76.5%、30歳~34歳は81.1%が「子育てや教育にお金が かかりすぎるから」と回答している。

² 内閣府「結婚・家族形成に関する意識調査」(2014年度)によると「どのようなことが あれば、あなたは(もっと)子供がほしいと思うと思いますか」との質問に対し(複数 回答)、「将来の教育費に対する補助」が68.6%で第一位、「幼稚園・保育所などの費用の 補助」が59.4%で第二位となっている。

このため、保育の受け皿拡大を図りつつ、幼児教育の無償化をはじめとする負担 軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の一つである。

また、幼児期は、能力開発、身体育成、人格の形成、情操と道徳心の涵養にとって極めて大切な時期であり、この時期における家族・保護者の果たす第一義的な役割とともに、幼児教育・保育の役割は重要である。幼児教育・保育は、知識、I Qなどの認知能力だけではなく、根気強さ、注意深さ、意欲などの非認知能力の育成においても重要な役割を果たしている。加えて、人工知能などの技術革新が進み、新しい産業や雇用が生まれ、社会においてコミュニケーション能力や問題解決能力の重要性が高まっている中、こうした能力を身につけるためにも、幼児期の教育が特に重要であり、幼児教育・保育の質の向上も不可欠である。

さらに、幼児教育が、将来の所得の向上や生活保護受給率の低下等の効果をもたらすことを示す世界レベルの著名な研究結果もあり、諸外国においても、3歳~5歳児の幼児教育について、所得制限を設けずに無償化が進められているところである³。

安倍政権においては、平成 26 年度以降、幼児教育無償化の段階的推進に取り組んできたところであり、幼稚園、保育所、認定こども園において、生活保護世帯の全ての子供の無償化を実現するとともに、第3子以降の保育料の無償化の範囲を拡大してきた。そして、今年度からは、住民税非課税世帯では、第3子以降に加えて、第2子も無償とするなど、無償化の範囲を拡大してきた。

(具体的内容)

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。

幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等については、専門家の声も反映する検討の場を設け、現場及び関係者の声に丁寧に耳を傾けつつ、保育の必要性及び公平性の観点から、来年夏までに結論を出す。

O歳~2歳児が9割を占める待機児童について、3歳~5歳児を含めその解消が当面の最優先課題である。待機児童を解消するため、「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度までに32万人分の保育の受け皿整備を着実に進め、一日

³ 例えば、イギリス、フランス、韓国においては、所得制限を設けずに無償化が行われている(イギリスでは5歳から義務教育)。

も早く待機児童が解消されるよう、引き続き現状を的確に把握しつつ取組を進めていく。こうした取組と併せて、O歳~2歳児についても、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化を進めることとし、現在は、住民税非課税世帯の第2子以降が無償とされているところ、この範囲を全ての子供に拡大する。

なお、O歳~1歳児は、ワークライフバランスを確保するため、短時間勤務など多様な働き方に向けた環境整備、企業による職場復帰の確保など男性を含め育児休業を取りやすくする取組、育児休業明けの保育の円滑な確保、病児保育の普及等を進めるなど、引き続き、国民の様々な声や制度上のボトルネックを的確に認識し、重層的に取り組んでいく。

(実施時期)

こうした幼児教育の無償化については、消費税率引上げの時期との関係で増収額に合わせて、2019年4月から一部をスタートし、2020年4月から全面的に実施する。

また、就学前の障害児の発達支援(いわゆる障害児通園施設)についても、併せて無償化を進めていく。さらに、人工呼吸器等の管理が必要な医療的ケア児⁴に対して、現在、看護師の配置・派遣によって受入れを支援するモデル事業を進めている。こうした事業を一層拡充するとともに、医療行為の提供の在り方について議論を深め、改善を図る。海外の日本人学校幼稚部についても実態把握を進める。

引き続き、少子化対策及び乳幼児期の成育の観点から、0歳~2歳児保育の更なる支援について、また、諸外国における義務教育年齢の引下げや幼児教育無償化の例等を幅広く研究しつつ、幼児教育の在り方について、安定財源の確保と併せて、検討する。

|2 待機児童の解消|

(待機児童の解消)

待機児童の解消は、待ったなしの課題である。

2018 年度から 2022 年度末までの 5 年間で、女性就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿を整備する「子育て安心プラン」を策定したところである。同プランをより速く実現させるため、同プランを前倒しし、2020 年度末までに 32 万人分の受け皿整備を行う。幼児教育の無償化よりも待機児童の解消を優先すべきとの声がある。幼児教育の無償化は消費税率引上げによる増収にあわせ

⁴ 人工呼吸器を装着している障害児など、日常生活を営むために医療を要する状態にある 障害児。

て 2019 年度から段階的に取組を進めていくのに対し、「子育て安心プラン」は、2018 年度(来年度)から早急に実施していく。併せて、保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組むこととし、今年度の人事院勧告に伴う賃金引上げに加え、2019 年 4 月から更に 1 % (月 3000 円相当)の賃金引上げを行う。

(放課後子ども総合プラン)

「放課後子ども総合プラン」に基づく 2019 年度末までの約 30 万人分の新たな受け皿の確保を、来年度までに前倒しする。さらに、状況を踏まえ、その後の在り方について検討する。

3. 高等教育の無償化

(これまでの取組と基本的考え方)

高等教育は、国民の知の基盤であり、イノベーションを創出し、国の競争力を 高める原動力でもある。大学改革、アクセスの機会均等、教育研究の質の向上を 一体的に推進し、高等教育の充実を進める必要がある。

高等教育の負担軽減については、これまでも、授業料減免の拡大とともに、奨学金制度については、有利子から無利子への流れを加速し、必要とする全ての学生が無利子奨学金を受けられるよう充実を図ってきているほか、返還猶予制度の拡充による返還困難時の救済策の充実などに取り組んできた。また、今年度からは、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由によって進学を断念することがないよう、給付型奨学金制度を新たに創設したほか、卒業後の所得に連動して返還月額が決定されることによって、所得が低い状況でも無理なく返還することを可能とする新たな所得連動返還型奨学金制度を導入した。また、無利子奨学金についても低所得者世帯の子供に係る成績基準を実質的に撤廃するとともに、残存適格者を解消することとした。

最終学歴によって平均賃金に差があることは厳然たる事実⁵である。また、貧しい家庭の子供たちほど大学への進学率が低い、これもまた事実である。貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐため、どんなに貧しい家庭に育っても、意欲さえあれば専修学校、大学に進学できる社会へと改革する。所得が低い家庭の子供たち、真に必要な子供たちに限って高等教育の無償化を実現する⁶。このた

⁵ (独) 労働政策研究・研修機構調べ(2016年)によると、最終学歴が高校卒業と大学・大学院卒業では、生涯賃金に7500万円程度の差が存在。「2012年高卒者保護者調査」(文部科学省科学研究費報告書)によると、大学進学率は年収400万円以下の世帯では27.8%である一方、年収1050万円以上の世帯では62.9%と算出される。

⁶ 高等教育の無償化は、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校について行う。

め、授業料の減免措置の拡充と併せ、給付型奨学金の支給額を大幅に増やす。

(具体的内容)

低所得者層の進学を支援し、所得の増加を図り、格差の固定化を解消することが少子化対策になるとの観点から、また、真に支援が必要な子供たちに対して十分な支援が行き届くよう、支援措置の対象は、低所得世帯に限定する。

第一に、授業料の減免措置については、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校(以下「大学等」という。)に交付することとし、学生が大学等に対して授業料の支払いを行う必要がないようにする。住民税非課税世帯の子供たちに対しては、国立大学の場合はその授業料を免除する。また、私立大学の場合は、国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料の水準を勘案した一定額を加算した額までの対応を図る。1年生に対しては、入学金についても、免除する7。

第二に、給付型奨学金については、学生個人に対して支払うこととする。これについては、支援を受けた学生が学業に専念できるようにするため、学生生活を送るのに必要な生活費⁸を賄えるような措置を講じる。在学中に学生の家計が急変した場合も含め対応する。

また、全体として支援の崖・谷間が生じないよう、住民税非課税世帯に準ずる世帯の子供たちについても、住民税非課税世帯の子供たちに対する支援措置に準じた支援を段階的に行い、給付額の段差をなだらかにする。

(支援対象者の要件)

支援対象者については、高校在学時の成績だけで判断せず、本人の学習意欲を確認する。他方、大学等への進学後については、その学習状況について一定の要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとする。具体的には、大学等に進学後、単位数の取得状況、GPA(平均成績)の状況、学生に対する処分等の状況に応じて、支給を打ち切ることとし、これを内容とする給付要件を定める。。

-

⁷ 国立大学の入学金を上限とした措置とする。

⁸他の学生との公平性の観点も踏まえ、社会通念上常識的なものとする。例えば、(独)日本学生支援機構「平成24年、26年学生生活調査」の経費区分に従い、修学費、課外活動費、通学費、食費(自宅外生に限る。)、住居・光熱費(自宅外生に限る。)、保健衛生費、授業料以外の学校納付金等を計上、娯楽・嗜好費を除く。併せて、大学等の受験料を計上する。

⁹ 例えば、①1年間に取得が必要な単位数の6割以下の単位数しか取得していないときや ②GPAが下位4分の1に属するときは、当該学生に対して大学等から警告を行い、警告 を連続で受けたときは支給を打ち切る、③退学処分・停学処分等を受けたときは、支給を 打ち切るといった指標が考えられる。その際、休学について一定の配慮を行うよう検討す

(支援措置の対象となる大学等の要件)

こうした支援措置の目的は、大学等での勉学が就職や起業等の職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた子供たちが大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることである。このため、支援措置の対象となる大学等は、その特色や強みを活かしながら、急速に変わりゆく社会で活躍できる人材を育成するため、社会のニーズ、産業界のニーズも踏まえ、学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とする。具体的には、①実務経験のある教員による科目の配置及び②外部人材の理事への任命が一定割合を超えていること ¹⁰、③成績評価基準 ¹¹を定めるなど厳格な成績管理を実施・公表していること、④法令に則り財務・経営情報を開示していることを、支援措置の対象となる大学等が満たすべき要件とし、関係者の参加の下での検討の場での審議を経て、上記を踏まえたガイドラインを策定する。

(実施時期)

こうした高等教育の無償化については、2020年4月から実施する。なお、上記で具体的に定まっていない詳細部分については、検討を継続し、来年夏までに一定の結論を得る。

(生活困窮世帯等の子どもの学習支援)

子どもの学習支援事業を高校中退者を含む高校生世代等において強化するとともに、社会的養護を必要とする子どもや生活保護世帯の子どもの大学進学を 後押しする。

|4 私立高等学校の授業料の実質無償化|

年収 590 万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化 (現行の高等学校等就学支援金の拡充)については、消費税使途変更による、現行制度・ 予算の見直しにより活用が可能となる財源をまず確保する。(具体的には、平成

-

る。

¹⁰ 例えば、①実務経験のある教員(フルタイム勤務ではない者を含む)が年間平均で修得が必要な単位数の1割以上(理学・人文科学の分野に係る要件については、適用可能性について検証が必要)の単位に係る授業科目を担当するものとして配置されていること、②理事総数の2割を超える数以上の理事に産業界等の外部人材を任命していることといった指標が考えられる。

¹¹ 成績評価を客観的かつ厳格に行うために、学習成果の評価に関して定める学内の基準。 例えば、「特に優れている(S)」という評価を得るには、試験やレポート等による成績が 90 点以上、あるいは成績最上位20%程度であることが必要などと規定されている。

29 年度予算ベースで、①住民税非課税世帯については、実質無償化、②年収約350万円未満¹²の世帯については、最大35万円の支給、③年収約590万円未満¹³の世帯については、最大25万円の支給ができる財源を確保する。)

その上で、消費税使途変更後の2020年度までに、現行制度の平年度化等に伴い確保される財源など、引き続き、政府全体として安定的な財源を確保しつつ、家庭の経済状況にかかわらず、幅広く教育を受けられるようにする観点から、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。

|5. 介護人材の処遇改善|

(具体的内容)

人生 100 年時代において、介護は、誰もが直面し得る現実かつ喫緊の課題である。政府は、在宅・施設サービスの整備の加速化や介護休業を取得しやすい職場環境の整備など、これまでも介護離職ゼロに向けた重層的な取組を進めてきたところである。安倍内閣は、2020 年代初頭までに、50 万人分の介護の受け皿を整備することとしているが、最大の課題は介護人材の確保である。介護人材を確保するため、2017 年度予算においては、介護職員について、経験などに応じて昇給する仕組みを創り、月額平均 1 万円相当の処遇改善を行うなど、これまで自公政権で月額 4 万 7000 円の改善を実現してきたが、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。

また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。

(実施時期)

こうした処遇改善については、消費税率の引上げに伴う報酬改定において対応し、2019 年 10 月から実施する。

|6.これらの施策を実現するための安定財源|

急速に少子高齢化が進む中、これらの政策は、今、実行する必要があるが、そ

¹² 市町村民税所得割額が51,300円未満をいう。

¹³ 市町村民税所得割額が154,500円未満をいう。

のツケを未来の世代に回すようなことがあってはならない。これらの施策について、安定財源を確保した上で進める。

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の税収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等 ¹⁴と、財政再建 ¹⁵とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

消費税収の使途については、消費税法において、「制度として確立された年金、 医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費 に充てるものとする」と規定されていることから(同法第1条第2項)、社会保 障4経費(年金、医療、介護、少子化対策)に限定されている。本経済政策パッ ケージに充てる上記 1.7 兆円程度については、幼児教育の無償化等を中心に支 出する一方、高等教育への支援については、少子化対策に資する観点から、高額 な授業料負担が出生率の向上に関するネックとなっている低所得者層の支援に 限定する。

また、現行の子ども・子育て支援新制度においては、仕事と子育ての両立は、 労働力確保に資するものであり、社会全体で取り組むべき課題であることから、 企業主導型保育事業などについては、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金が 充てられている。本経済政策パッケージに必要な財源については、社会全体で子 育て世代を支援していくとの大きな方向性の中で、個人と企業が負担を分かち 合う観点から、消費税率引上げによる増収分の使い道を見直して活用するとと もに、経済界に対しても応分の負担を求めることが適当である。このため、子ど も・子育て拠出金を 0.3 兆円増額する。法律に定められた拠出金率の上限を 0.25%から 0.45%に変更し、0.3 兆円の増額分は、2018 年度から実施する「子 育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育の無償化の実施 後は、3歳~5歳児及び住民税非課税世帯の0歳~2歳児の企業主導型保育事 業の利用者負担助成を含む。)と保育の運営費(0歳~2歳児相当分)¹⁶に充てる

¹⁴ 「等」は、従前より消費税率10%引上げ時に実施することとされていた年金生活者支援給付金などの社会保障の充実策(1.1 兆円程度)。

¹⁵ 後代への負担の付け回しの軽減及び社会保障4経費に係る消費税率引上げに伴う支出の 増

^{16 「}保育の運営費(0歳~2歳児相当分)」とは、子ども・子育て支援法による保育給付

こととし、そのための子ども・子育て支援法の改正法案を次期通常国会に提出する。

また、産業界の労働保険料の負担軽減等について、保険財政の動向を検証しつ つ、検討する。特に、中小企業に対しては、企業主導型保育事業の運営費におけ る企業自己負担部分を軽減する等の助成策を検討する。

7. 財政健全化との関連

消費税率引上げ分の使い道の見直しにより、国・地方のプライマリーバランスの黒字化の達成時期に影響が出ることから、2020 年度のプライマリーバランス黒字化目標の達成は困難となる。ただし、財政健全化の旗は決して降ろさず、不断の歳入・歳出改革努力を徹底し、プライマリーバランスの黒字化を目指すという目標自体はしっかり堅持する。この目標の達成に向け、これまでの経済・財政一体改革の取組を精査した上で、来年の「経済財政運営と改革の基本方針」において、プライマリーバランス黒字化の達成時期、その裏付けとなる具体的かつ実効性の高い計画を示すこととする。

8. 来年夏に向けての検討継続事項

(1) リカレント教育

人生 100 年時代においては、これまでのような、高校・大学まで教育を受け、新卒で会社に入り、定年で引退して現役を終え、老後の暮らしを送る、という単線型の人生を全員が一斉に送るのではなく、個人が人生を再設計し、一人一人のライフスタイルに応じたキャリア選択を行い、新たなステージで求められる能力・スキルを身につけることが重要である。また、人工知能などの技術革新が進む中で、生涯を通じて学び直しを行うことが必要である。このため、国も多様な支援策を用意していく必要がある。

高齢者もひとり親家庭の方も義務教育を受けることができなかった方、自らの意志で高等学校や大学に進学しなかった方も、出産・育児等で離職した方も、フリーター・ニート・ひきこもりの方も、病気など生活上のハンディを抱える方も、誰にとっても「いつでも学び直し・やり直しができる社会」を作るため、幾つになっても、誰にでも学び直しと新しいチャレンジの機会を確保する。

このため、人生 100 年時代を見据え、その鍵であるリカレント教育を抜本的に拡充するとともに、現役世代のキャリアアップ、中高年の再就職支援、様々な

の対象である保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業 所内保育の運営費をいう。

学校で得た単位を積み上げて卒業資格として認める仕組みの活用など、誰もが 幾つになっても、新たな活躍の機会に挑戦できるような環境整備を、雇用保険制 度等の活用も含めて、来年夏に向けて検討する。

(2) HECS等諸外国の事例を参考とした検討

今後、引き続き、大学改革や教育研究の質の向上と併せて、オーストラリアの $HECS^{17}$ 等諸外国の事例も参考としつつ、中間所得層におけるアクセスの機会均等について検討を継続する。

(3) 全世代型社会保障の更なる実現

今後、2019 年 10 月の消費税増税後の全世代型社会保障の更なる実現に向け、 少子化対策として更に必要な施策を検討する一方、その財源についても、「社会 全体で負担する」との理念の下、財政の効率化、税、新たな社会保険方式の活用、 企業負担のあるべき姿を含め併せて検討する。その際、子ども・子育て拠出金の 増額を今回経済界に要請していることに留意するとともに、中小企業等に対し 過重な負担となっているのではないかとの切実な意見を重く受け止める。

9. 規制制度改革等

(1) 規制改革推進会議の答申を受けた規制制度改革

規制改革推進会議第2次答申(平成29年11月29日決定)を受け、待機児童数が隣接する市区町村間で偏りがあることを踏まえ、都道府県が市区町村を越えた保育施設の利用を調整する法的仕組みを強化する等の待機児童解消に向けた制度改革18を行う。

(2) 介護分野における外国人人材

アジア健康構想の下、介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格(介護)を認めることや、海外における日本語習得環境の整備を通じ、介護分野での外国人人材の受入れに向けた国内外の環境整備を図る。

¹⁷ HECSとは、在学中は授業料の支払いを要せず、卒業後、支払い能力に応じて所得の 一定割合を返納する、オーストラリアの仕組み。

¹⁸ 規制改革推進会議第2次答申(平成 29 年 11 月 29 日決定)における実施事項。

第3章 生産性革命

90年代のIT(情報技術)の登場は、各産業において業務プロセスを劇的に変化させた。「IT革命」とも称された効率化・省力化の進展により、2000年代にかけて、G7諸国の生産性は、平均、年2%近い伸びを示した。しかし、技術が広く普及するにつれ、効率化に伴う生産性向上の効果は次第に減少していった。2010年代に入ると、生産性の伸びが、多くの先進諸国で0%台に低迷し、長期停滞への懸念が高まっている。

他方、近年、IoT、ビッグデータ、ロボット、人工知能などの新しいイノベーションの登場は、エネルギー環境制約など様々な社会課題の解決を可能とし、これまでにない革新的なビジネスやサービスを、次々と生み出している。単なる効率化・省力化にとどまることなく、「Society 5.0」時代のまったく新しい付加価値を創出することによって、まさに「革命的」に生産性を押し上げる大きな可能性を秘めている。世界で胎動しつつある、この「生産性革命」を、2020年を大きな目標に、我が国が、世界に先駆けて実現することを目指し、あらゆる政策を総動員する。

また、日本経済は、需給ギャップが足下では縮小しつつあり、更なる経済成長を実現するためには、供給面の対策を講じて潜在成長率を引き上げていく必要がある。このため、過去最高の企業収益を活かして、生産性を高める投資を積極 果敢に進めていく必要がある。

第4次産業革命により、世界的に破壊的イノベーションが進行する一方、我が国のイノベーション力の地位の低下が顕在化している。将来にわたる我が国競争力の維持・向上のためには、Society 5.0 の社会実装に向けた制度整備を加速するとともに、破壊的イノベーションに対応した世界標準のイノベーションエコシステムを創り上げる必要がある。

このため、「未来投資戦略 2017」に盛り込まれた施策を着実に実行するとともに、2020年までの3年間を「生産性革命・集中投資期間」として、大胆な税制、予算、規制改革等の施策を総動員する。これにより、①我が国の生産性 ¹⁹を 2015年までの5年間の平均値である 0.9%の伸びから倍増させ、年 2 %向上、②2020年度までに対 2016年度比で日本の設備投資額を 10%増加、③2018年度以降 3 %以上の賃上げ、といった目標の達成を目指して、「生産性革命」を実現し、国民一人ひとりのやりがいの発揮や、持続的な賃金上昇とデフレからの脱却につなげるとともに、我が国の潜在成長率の向上と国際競争力の強化を実現する。

3 - 1

 $^{^{19}}$ ここでの「生産性」は、「労働生産性(一人あたり、一時間あたりの実質GDP)」とする。

|1. 中小企業・小規模事業者等の生産性革命|

- (1) 中小企業・小規模事業者の投資促進と賃上げの環境の整備
 - 赤字などの厳しい経営環境にある企業も含めた中小企業・小規模事業者の 生産性革命を実現するための抜本的な対応として、集中投資期間中、生産 性向上のための新たな設備投資を強力に後押しするため、自治体の自主性 に配慮しつつ、固定資産税の負担減免のための措置を講じ、これに合わせ て、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡充・重点支 援する。
 - 人手不足が深刻化するなか、賃上げや人的投資(新たなスキル獲得のための研修や社員の学び直し等)等に取り組む中小企業に対して、より裾野広く、かつ、強力に支援すべく、賃上げ促進を図る税制として、法人税の負担を軽減する措置を講じる。
 - 生産性向上に必要なIT・クラウド導入を、強力に支援する。また、IT ツール、IT事業者の実績等の「見える化」や、身近な支援機関による経営改善支援等、地域での支援体制(プラットフォーム)を構築する。これらの取組により、3年間で全中小企業・小規模事業者の約3割に当たる約100万社のITツール導入促進を目指す。
 - 生産性向上国民運動推進協議会を推進するとともに、ローカルベンチマーク等の成果も活用しつつ、関係業界団体や地域金融機関等の支援機関も巻き込み、ベストプラクティス事例の共有等を通じ、中小企業の業種・業態に応じた生産性向上の取組を促進する。
 - 中小企業予算の執行の柔軟性・弾力性を高める方策について引き続き検討 する。

(2) 事業承継の集中支援

- 2025 年までに 70 歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約 245 万人であり、うち約半数の 127 万人が後継者未定である。これは日本企業全体の約3割に相当する。現状を放置し、中小企業の廃業が急増すると、10年間の累計で約 650 万人の雇用、約 22 兆円のGDPが失われるおそれがある。廃業企業の約半数程度は生産性も高く、黒字企業である。中小企業・小規模事業者の円滑な世代交代を通じた生産性向上を図るため、今後 10年間程度を事業承継の集中実施期間として取組を強化する。このため、早期・計画的な事業承継準備から事業承継後の経営革新等への支援まで、M&Aの推進強化を含めたシームレスな支援を行う。事業承継税制については、将来経営環境の変化にもかかわらず過大な負担が生じうる猶予制度や、